

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

徳島県知事
後藤田正純

徳島県条例第三十二号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十三の項中「又は」を「、」に、「の規定」を「又は第三条の四第一項の規定」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。